

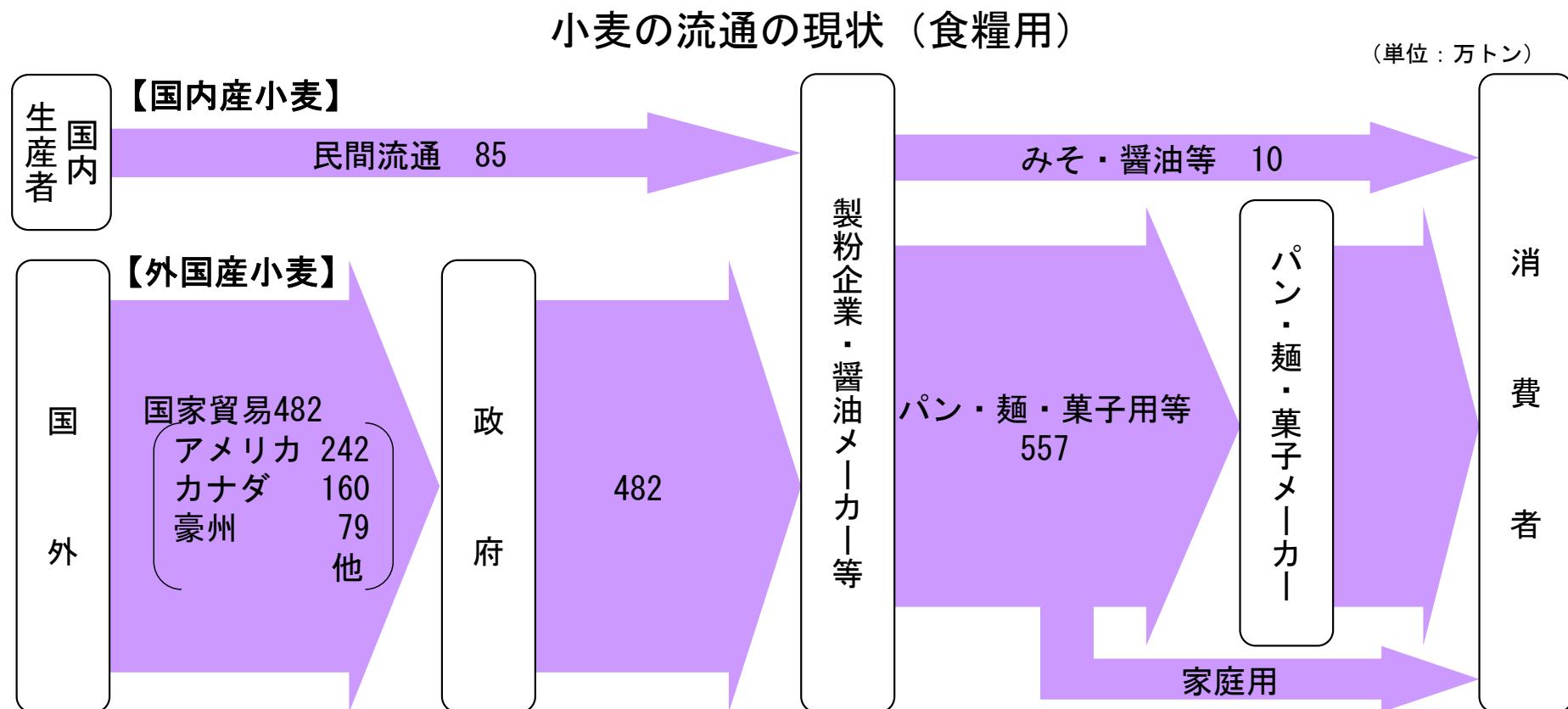
令和5年4月期の輸入小麦の政府売渡価格について

令和5年3月14日

農林水産省 農産局 農産政策部
貿易業務課

小麦の流通の概要

- 小麦は需要量の約8割以上を外国から輸入。国内産小麦は民間流通により取引されており、国内産小麦では量的又は質的に満たせない需要分について、政府が国家貿易により外国産小麦を計画的に輸入し、需要者に売り渡しているところ。
- また、米とは異なり、最終的にパンや麺として消費するため、各種の加工工程を経て流通。
- 小麦は、主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造。

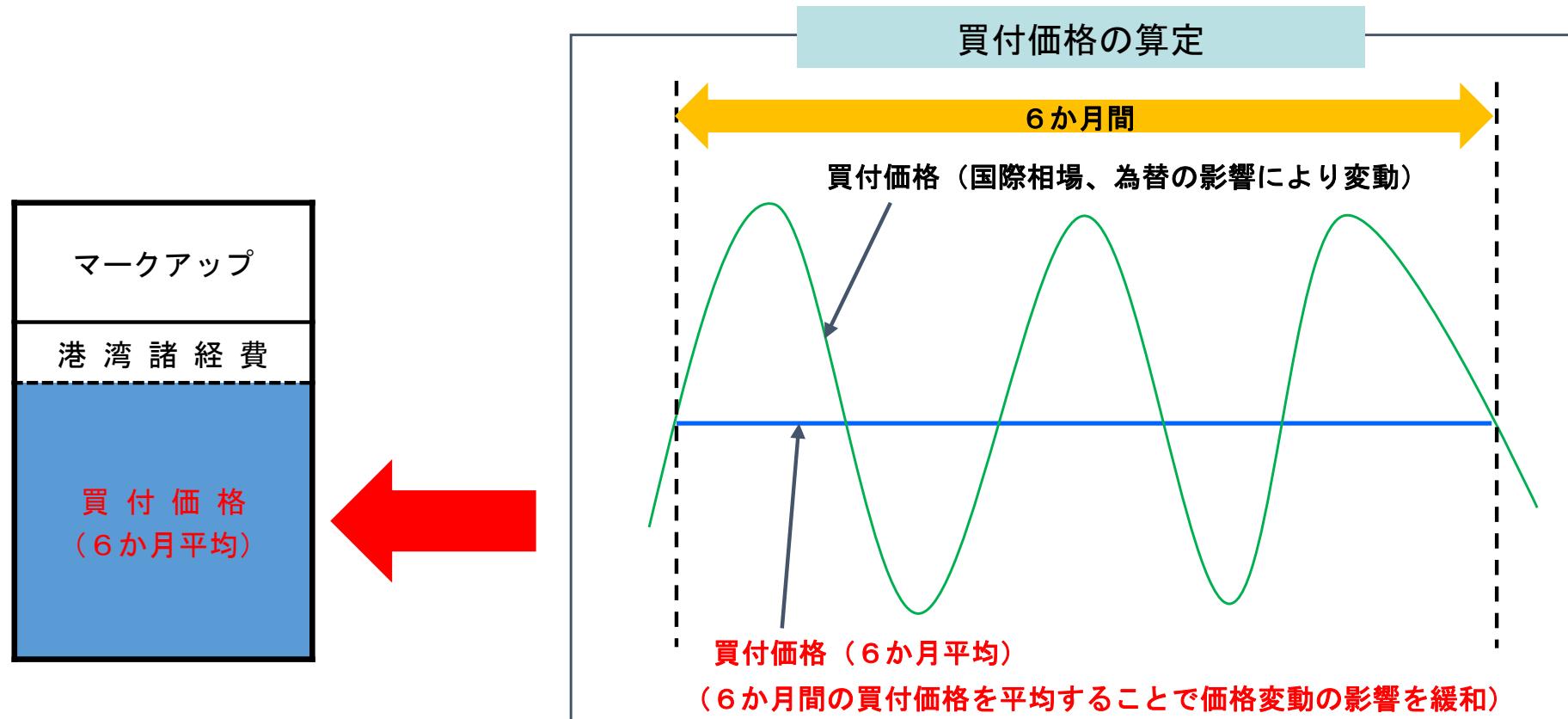


注：流通量は過去5年（H29～R3年度）の平均数量である。

現行の輸入小麦の政府壳渡制度

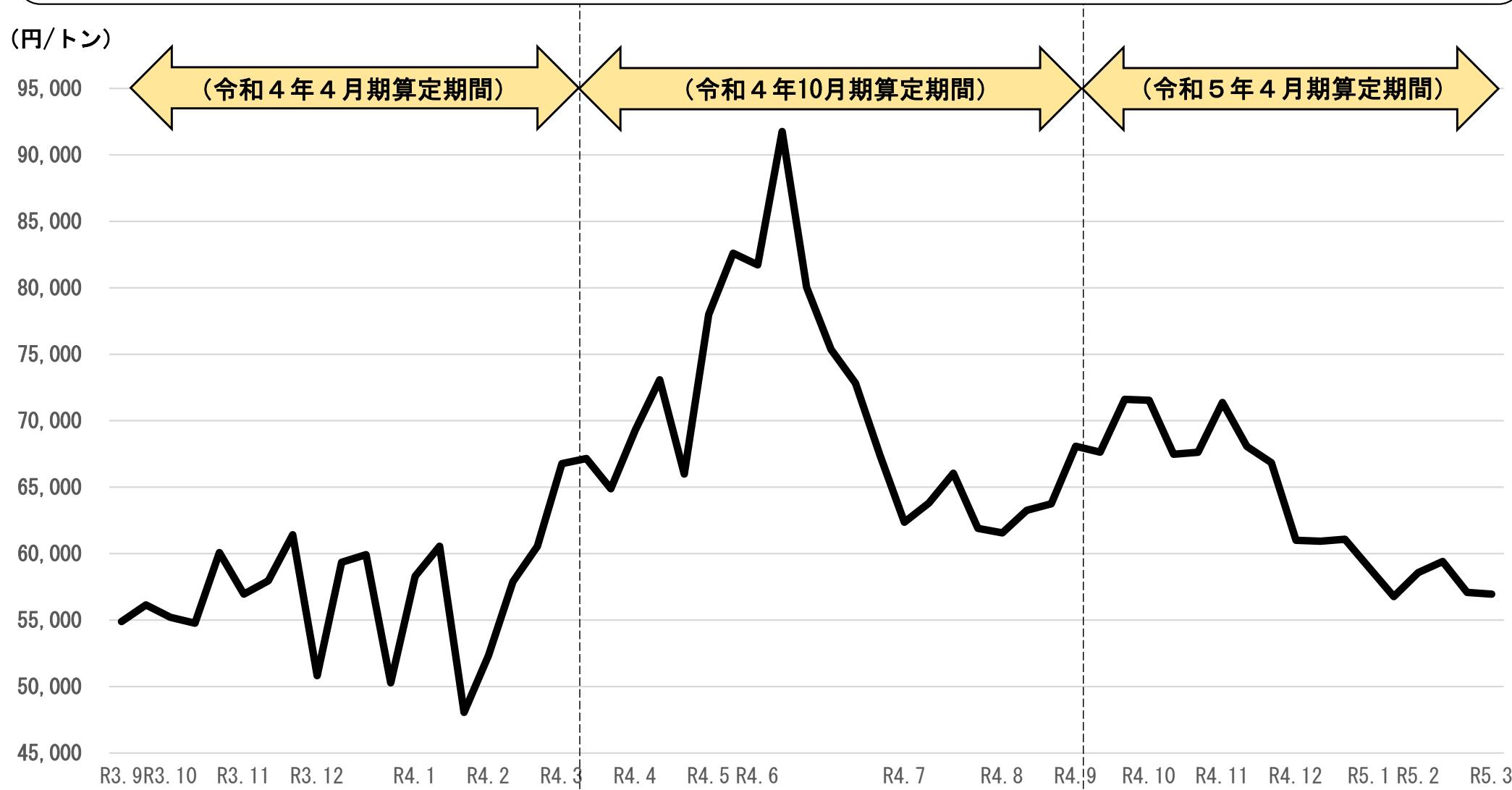
- 輸入小麦の政府壳渡価格は、買付価格にマークアップ（政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当）と港湾諸経費を上乗せし、年2回（4月期、10月期）改定。
- 6か月間の買付価格の平均により算定することで、国際相場の変動等の影響を緩和した上で壳渡価格に反映。

政府壳渡価格の構成



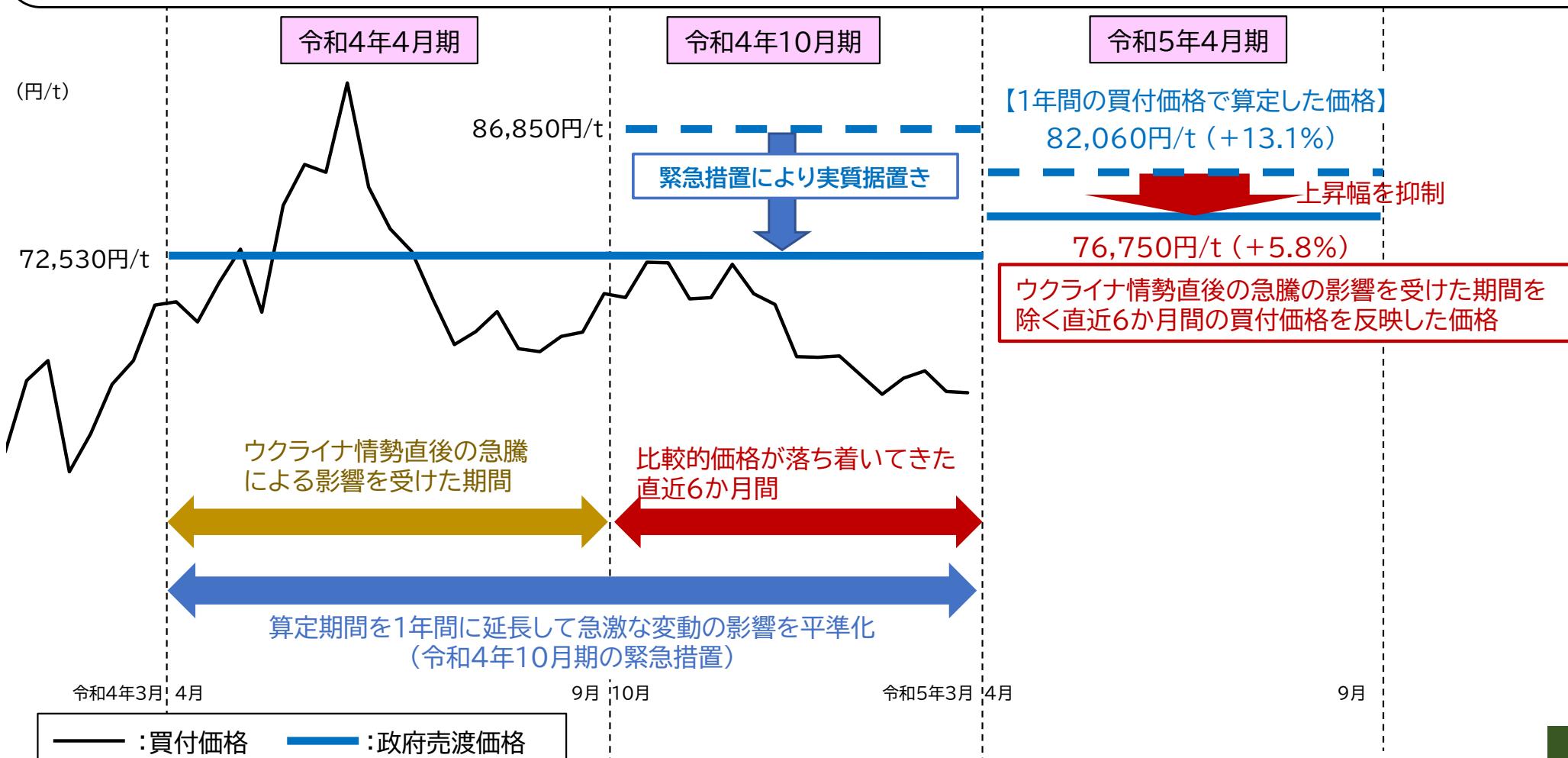
小麦の買付価格の推移

- 小麦の買付価格は、国際価格と同様、ウクライナ情勢を受けて急騰したが、令和4年6月以降は、ウクライナからの穀物輸出の再開等により下落。
- 令和4年9月以降、ウクライナ情勢の緊迫化や円安の影響により、おおむね6万円台で推移していたが、円高基調に転じたことなどから、令和5年1月以降、5万円台で推移。



令和5年4月期の政府売渡価格

- 令和5年4月期の売渡価格は、昨年10月期の緊急措置により、1年間の買付価格で算定した結果、急激な上昇と下落を伴う改定を回避し、平準化されたものの、依然として高い上昇率となることから、価格の予見可能性、小麦の国産化の方針、消費者の負担等を総合的に判断し、特例として上昇幅を一部抑制する激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、1年間の買付価格により算定した価格（82,060円/t、対前期比+13.1%）に対して、ウクライナ情勢直後の急騰による影響を受けた期間を除く直近6か月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制し、76,750円/t（対前期比+5.8%）とする。
- 国産小麦の振興や輸入小麦から米粉への切替等が十分に行われるよう配慮する。引き続き輸出も含めて、米の消費・新たな需要の拡大に向けた対応を実施する。



輸入小麦の政府売渡価格の推移

* 政府売渡価格

令和4年4月期・10月期

72,530円／トン

令和5年4月期

76,750円／トン (+5.8%)

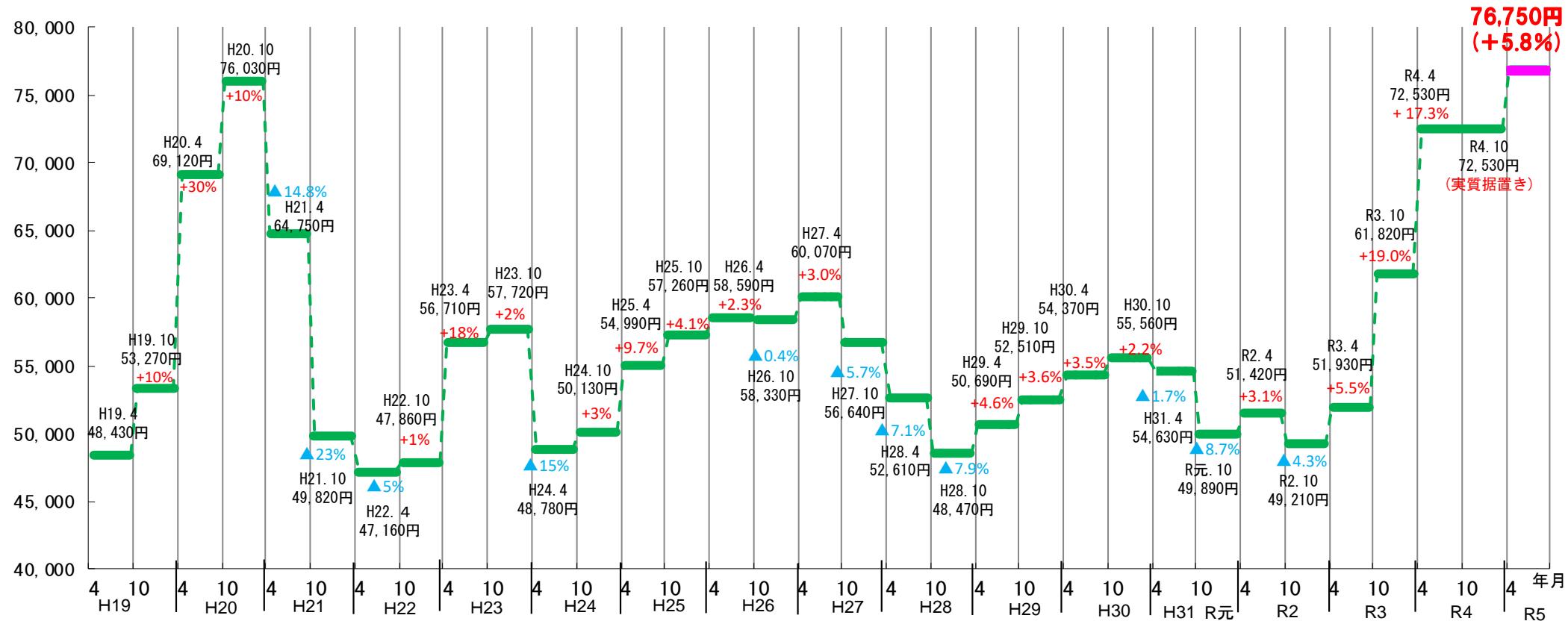
(算定期間を1年間に延長して平準化した場合: 82,060円／トン (+13.1%))

(参考)

過去高かった政府売渡価格: 76,030円／トン(H20.10)、72,530円／トン(R4.4)、69,120円／トン(H20.4)、64,750円／トン(H21.4)

過去高かった引上げ率: +30%(H20.4)、+19%(R3.10)、+18%(H23.4)、+17.3% (R4.4)、+10%(H19.10, H20.10)

円／トン（税込み） — 政府売渡価格（5銘柄加重平均）



注: 平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

令和5年4月期改定(+5.8%)の物価・家計への影響

- パンや麺等の小麦粉関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合は、2%から、小麦粉でも29%程度。
- 令和5年4月期の政府壳渡価格の改定が、これらの小売価格に与える影響は、食パンは0.5%(1斤当たり1円程度)増、中華そば(外食)は0.2%(1杯当たり1円程度)増、小麦粉は1.4%(1kg当たり5円程度)増程度。

○ 小麦関連製品の小売価格に占める原料小麦代金の割合

・ 食パン	8%
・ うどん(外食)	3%
・ 中華そば(外食)	3%
・ ゆでうどん	14%
・ 即席麺(カップ麺)	2%
・ 小麦粉(家庭用薄力粉)	29%



○ 小麦粉製品への影響額(試算)

(※1 小売価格) (※2 改定による影響額(試算))

<u>食パン</u>	202円/1斤→+ 1.1円/1斤 (+0.5%)
<u>うどん(*外食)</u>	751円/1杯→+ 1.1円/1杯 (+0.1%)
<u>中華そば(*外食)</u>	554円/1杯→+ 1.1円/1杯 (+0.2%)
<u>小麦粉(家庭用薄力粉)</u>	323円/1kg→+ 4.5円/1kg (+1.4%)

※: 上記割合は協力企業からのデータを元に試算したもの。
実際には、企業、製品の種類、時期等によって異なる。

○ 今回(令和5年4月期)の小麦の政府壳渡価格の改定が消費者物価指数に与える影響

+0.007%程度

※ 小麦粉製品に占める小麦の価格のみに着目し、当該価格が全て今回の政府壳渡価格の改定を反映していることを前提として試算。

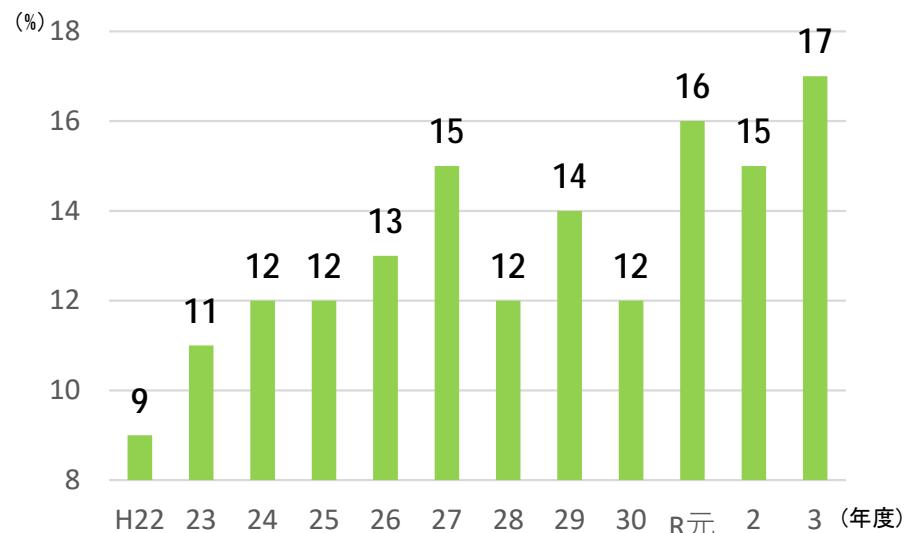
○ 製粉企業の小麦粉価格の改定時期

原料小麦の政府壳渡価格の改定に伴い、製粉企業が小麦粉価格を改定するのは、各事業者の在庫状況にもよるが、過去の例では約3か月後。

輸入小麦から国産小麦・米粉への切り替え及び米の消費拡大

- 小麦の自給率は、令和3年度には17%まで拡大しているものの、依然として国内消費の8割以上を輸入に依存。
- 世界の小麦生産国の中、恒常に輸出余力があり、品質や安定供給のニーズを満たせる国は限られる。将来の調達リスクの増大に備える必要。

○ 小麦の自給率の推移



○ 世界の小麦輸出量シェア

順位	国	2022/23
1	ロシア	4,350 (20.3%)
2	EU	3,700 (17.3%)
3	オーストラリア	2,850 (13.3%)
4	カナダ	2,500 (11.7%)
5	米国	2,109 (9.9%)
6	ウクライナ	1,350 (6.3%)
7	カザフスタン	1,050 (4.9%)
8	アルゼンチン	650 (3.0%)
9	トルコ	700 (3.3%)
10	インド	550 (2.6%)
合計		21,393

出典:米国農務省USDA PS&D (2023年3月)

注) EUは27か国(英国は含まず)の合計輸出量には小麦、小麦粉、小麦製品を含む

- 輸入小麦から、国内で生産できる国産小麦や米粉への切替え、米の消費拡大を進めることで、小麦の輸入依存を下げ、国内の生産基盤を強化していく必要。

小麦の国産化の推進

現状

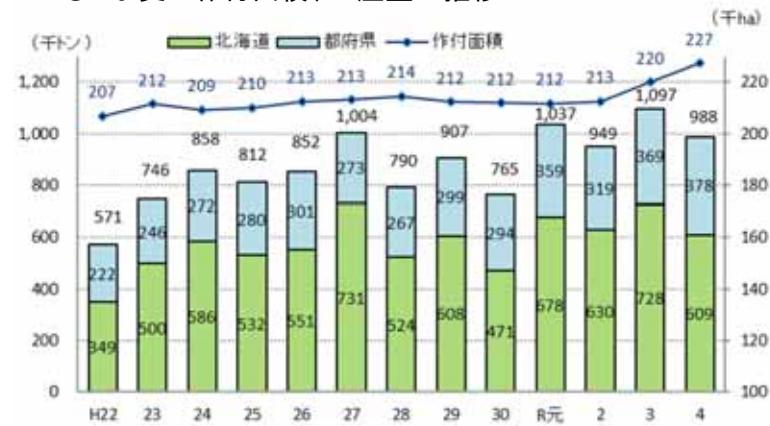
- 国産小麦は、近年、品種改良が進み、外国産小麦に引けを取らない品質の国産小麦の生産が進みつつある。直近10年間で、パン用、中華麺用小麦粉の国内使用量が堅調に伸びており、パン・中華麺用小麦の作付比率が増加。
- 作付面積も、小麦は横ばいから増加傾向で推移しており、生産量も増加傾向で推移。
- 国産小麦については、諸外国との生産条件に格差があることから、担い手経営安定法に基づき、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に対し、直接支払交付金(ゲタ対策)を措置。
- 国産小麦と外国産小麦との品質比較(H29-R3年産)

	製めん試験					
	色	かたさ	粘弾性	なめらかさ	食味	合計
豪州産ASW	14.8	7.4	19.4	11.1	10.5	73.9
きたほなみ・網走産	13.6	7.3	19.9	11.3	10.5	73.1

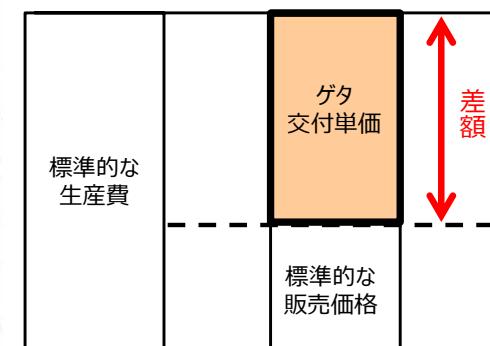
外国産に引けを取らない品質

資料:「国内産小麦の品質評価-令和3年産-」(令和4年7月 製粉協会技術委員会)をもとに穀物課で作成

○ 小麦の作付面積、生産量の推移



○ ゲタ交付単価のイメージ



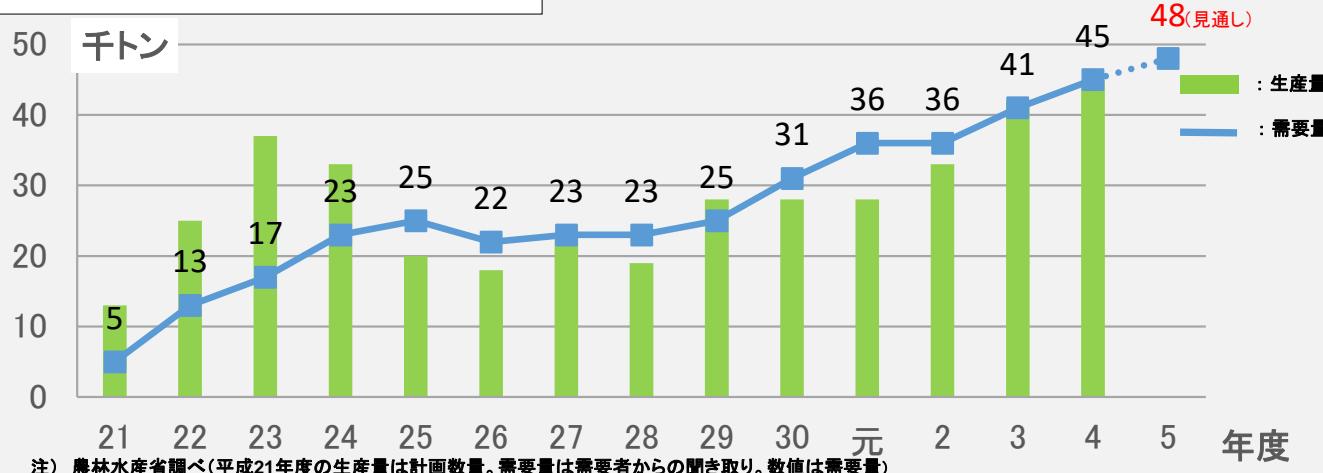
課題と対応方向

- 国産小麦は、供給量、品質が年次や産地ごとに不安定であり、今後の更なる需要・生産量の拡大に向けては、供給量、品質の安定化が課題。
- これに対し、令和2年度以降、
 - ①麦等の畠作物の導入・定着に向けた取組、機械・技術の導入への支援を行うとともに、
 - ②収量の変動に対応したストックセンターの整備や産地等で一定期間保管する経費の支援等を実施。

米粉用米の現状と対策

- 米粉用米の需要量は、平成29年度までは2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- さらなる米粉の利用拡大に向けて、「米粉の利用拡大支援対策事業(140億円)」を措置したところであり、米粉の特徴を活かした新商品開発や機械設備の導入等を支援。

米粉用米の生産量・需要量の推移



ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

- ◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。
- ◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。



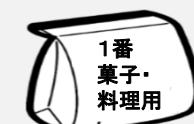
ノングルテン米粉表示

- ◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度 (グルテンの含有基準値20ppm)。
- ◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。
- ◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。



米粉の用途別基準

- ◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記(1番:菓子・料理用、2番:パン用、3番:麺用)を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。



- 米の一人当たり消費量は、人口減少や少子高齢化、食生活の変化等の影響もあり、令和3年度には52kgまで減少。
- 近年では、米の需要・消費拡大対策として、輸出の促進やパックごはん、米粉などによる新たな需要拡大への支援のほか、米飯学校給食の推進・定着や「米と健康」に着目したシンポジウムの開催、SNSを活用した情報発信などにより、米の消費拡大の機運を高める対策を実施。

米消費の現状

◎一人当たり消費量の推移

米の消費量は一貫して減少傾向にあり、一人当たりの米消費量はピーク時から半減。（昭和37年度：118.3kg ⇒ 令和3年度：51.5kg）

◎人口減少及び人口構成の変化

人口が減少に転じたことや、少子高齢化等により1人当たりの摂取熱量が減少傾向にあることから、今後とも米消費が減少していく可能性大。（2000→2020年の総人口減少率：1.0%、1人当たりの摂取熱量：昭和41年 2,196kcal → 令和元年 1,903kcal）

◎食生活の変化(外部化、簡便化、多様化)

- ・近年では、米消費に占める中食・外食の割合が約3割まで増加しており、米を購入して家庭で炊飯する割合が低下。
- ・単身世帯や共働き世帯の増加に伴い、簡便化志向（料理や後片付けの手間を省きたい）が増加するとともに、肉料理が増加するなど、食事の選択肢が多様化。

◎近年の調査結果

若い世代は米の消費に抵抗がないが、中高齢世代は、カロリー摂取を控えたいなどの理由で米の消費を控える傾向。
⇒健康に关心のある中高齢世代に向けて米の機能性など米と健康に関する情報を発信していく必要。

「ほぼ毎日ごはんを食べている」の割合

全体	90.2%
60代	86.9%
50代	89.0%
40代	90.3%
30代	91.1%
20代	94.7%



農林水産省「米の消費動向に関する調査の結果概要」より

米消費拡大対策

◎若者世代向け（米飯給食の推進やSNS等を活用した情報発信）

- ・「日本型食生活」の普及・定着を図るため、米飯給食の推進
- ・米の消費拡大情報サイト「やっぱりごはんでしょう！」の開設
- ・米消費拡大の機運を盛り上げる政府広報や「ニッポン フードシフト」における吉本芸人とのコラボ動画の作成



米消費を喚起する動画

◎中高齢世代向け（「米と健康」等に関する情報発信）

米の機能性等「米と健康」等に着目した情報発信やエシカル消費に着目した情報発信を実施。



エシカル消費に係る動画広告、webコンテンツ

◎海外の需要拡大（パックご飯や米粉）

- ・米や米加工品の海外市場への輸出を促進するため、パックご飯や米粉などによる新たな需要拡大への支援を実施
- ・海外需要の創出に向けた、効果的なプロモーション活動等を支援



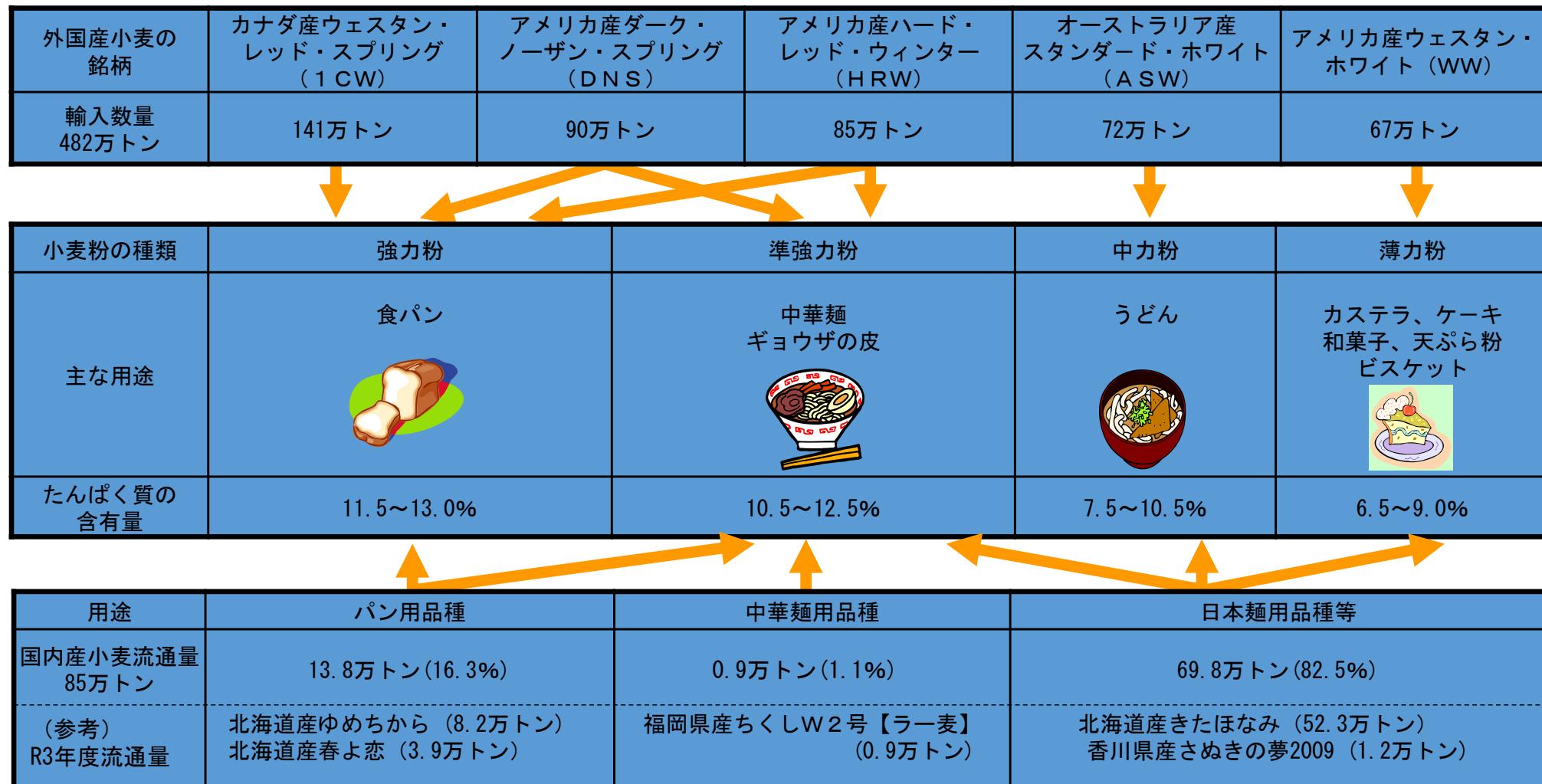
米粉の輸出に寄与するJASの制定

輸出向けパックご飯の製造ライン増設

(参考資料)

小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なっているところ。
- 小麦粉の種類は、たんぱく質の量によって、強力粉(パン用)、準強力粉(中華麺用)、中力粉(うどん用)、薄力粉(菓子用)に分類。

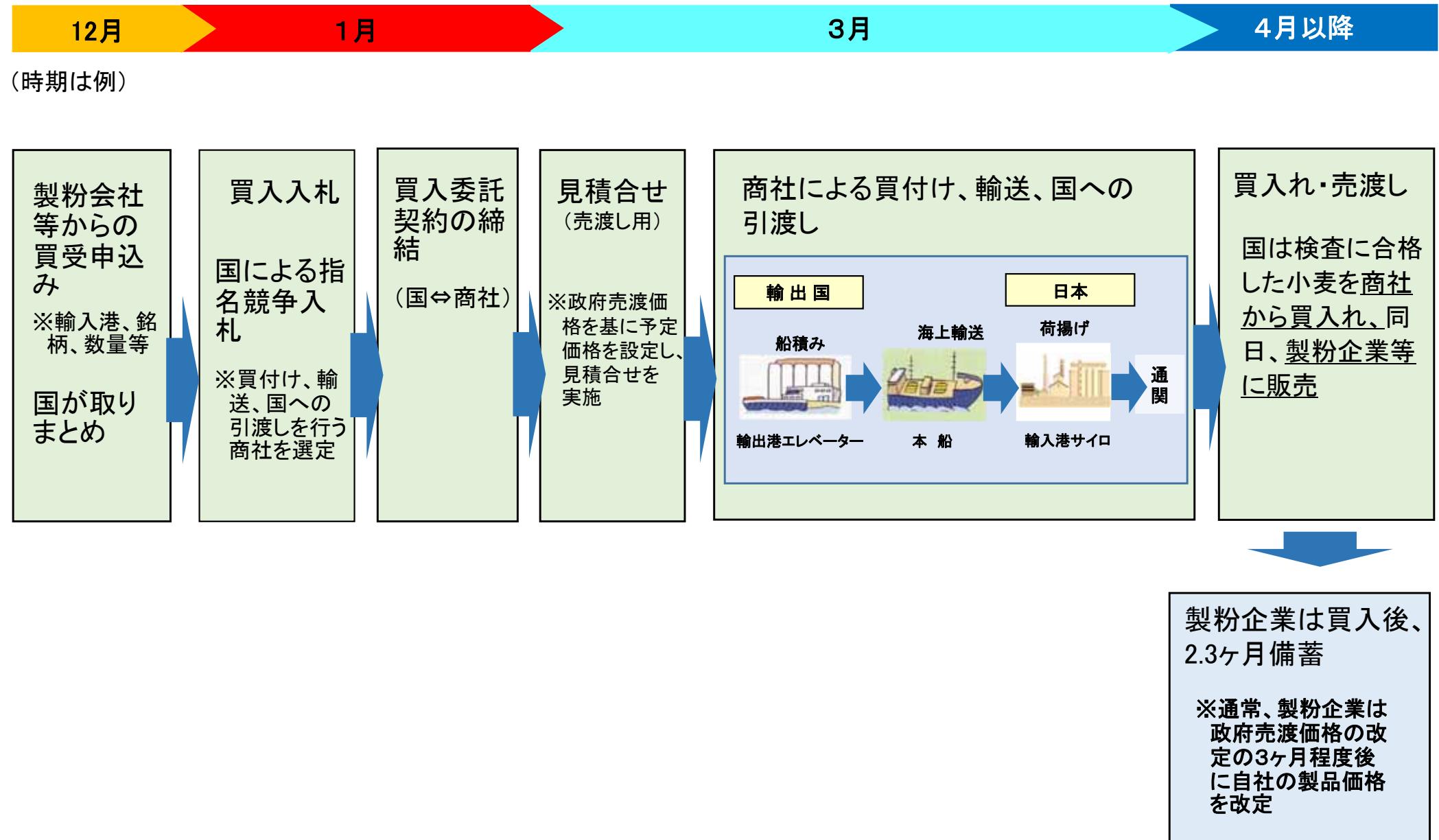


注1：輸入数量及び国内産小麦流通量は、過去5年（H29～R3年度）の平均数量である。

注2：輸入数量は、5銘柄以外の銘柄（デュラム小麦等）28万トンを含む。

注3：国内産小麦流通量は、集荷団体からの聞き取り数量である。

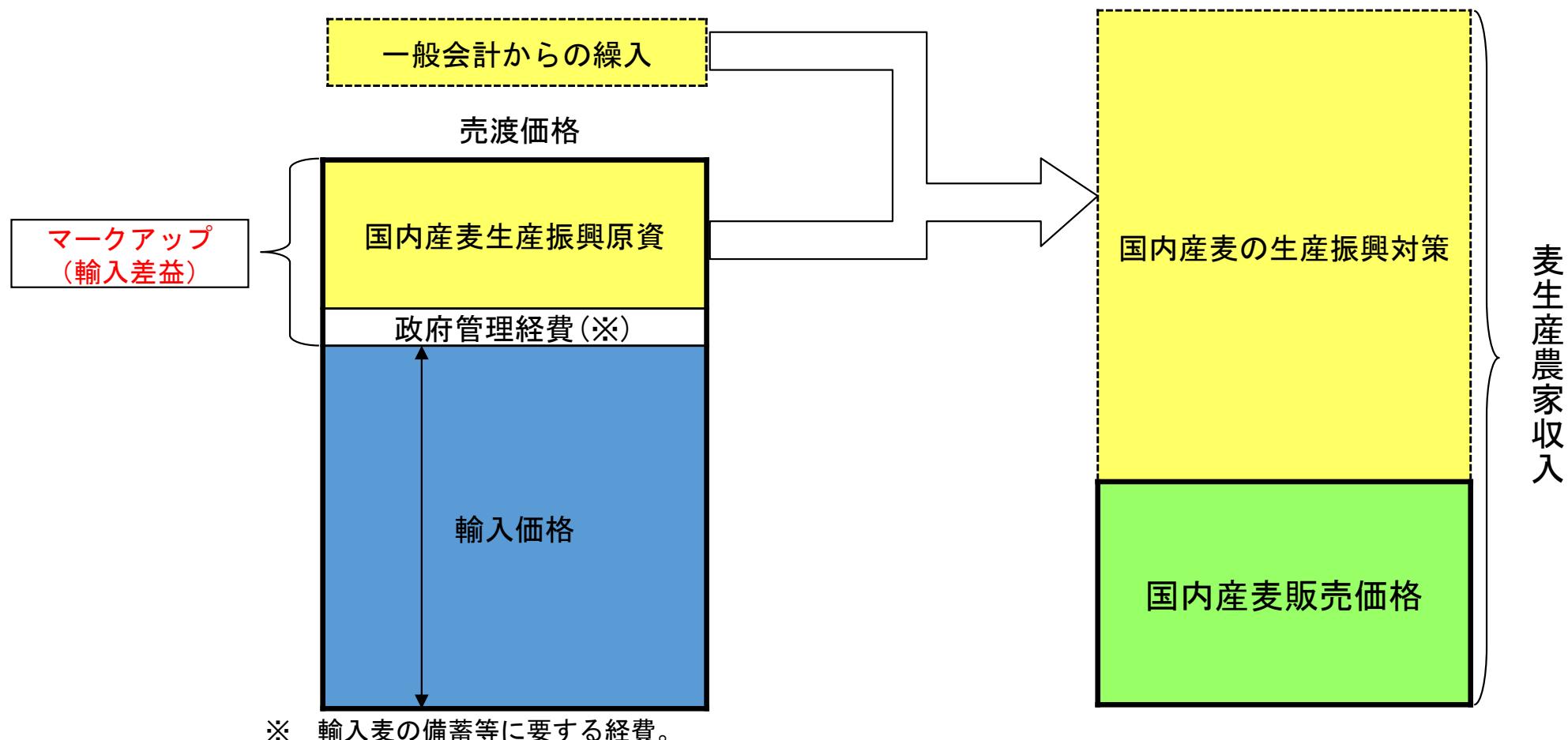
小麦の買付け、売渡しの流れ(一般輸入方式)



マークアップと関税の違い

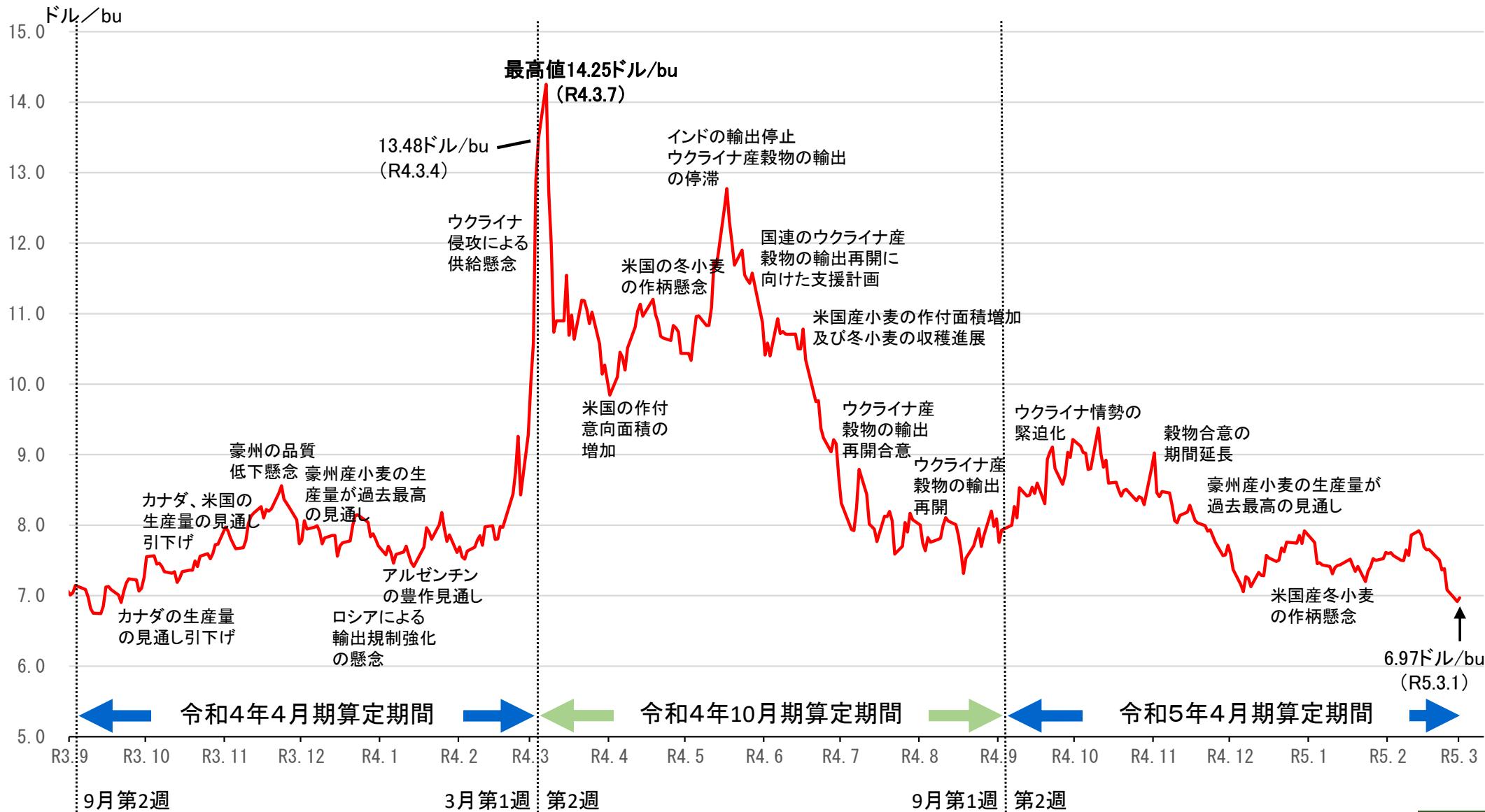
- 一般的に輸入する際に課される関税と異なり、マークアップ(輸入差益)は国家貿易によって輸入する麦を国(農林水産省)が製粉企業等に売り渡す際に徴収するもの。
- 徴収したマークアップは国内産麦の生産振興及び輸入麦の売買を行うために必要な政府管理経費(※)のみに充当。

○ 輸入麦のマークアップ(輸入差益)及び使途(食糧管理勘定のイメージ図)



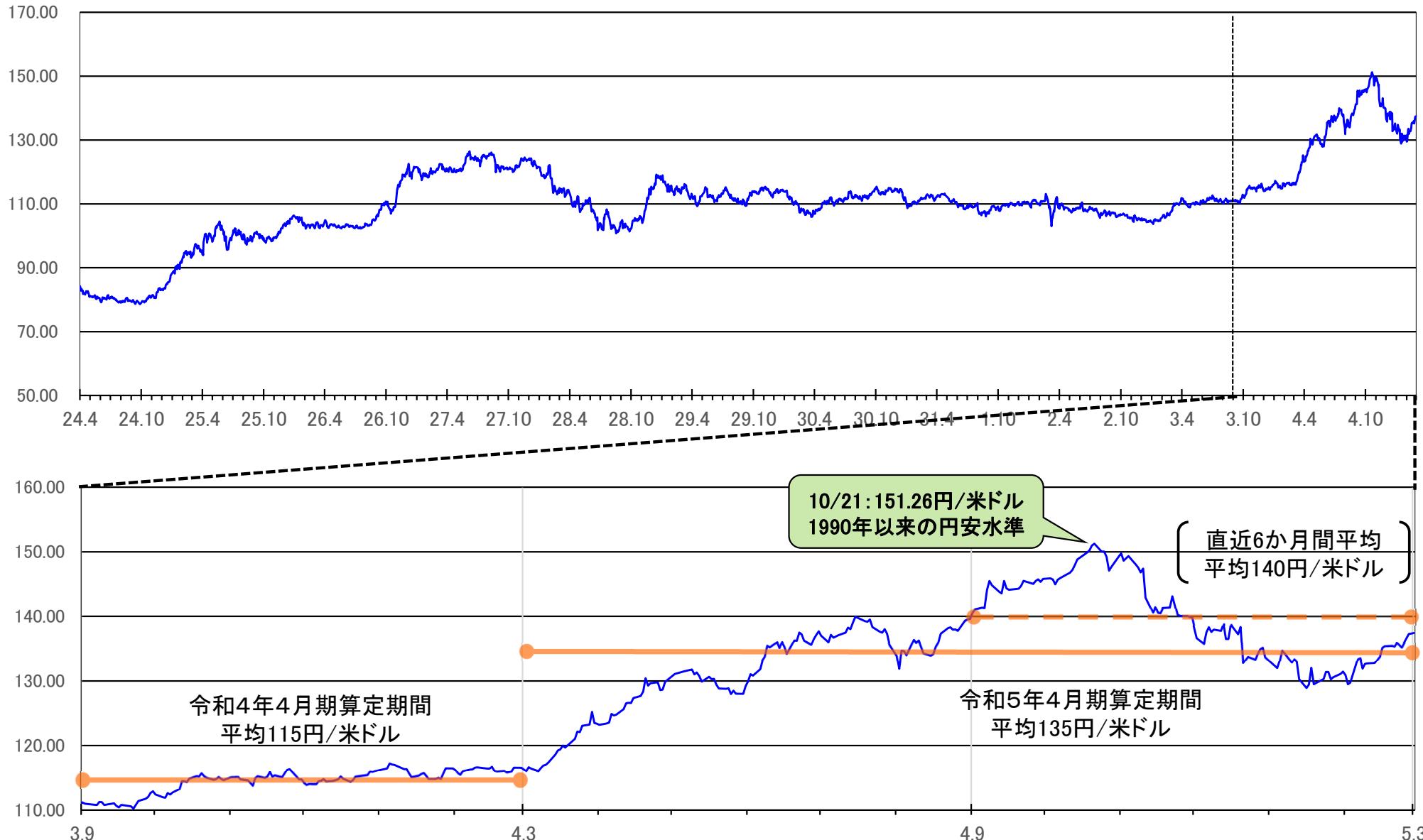
輸入小麦の政府買付価格の変動要因①: 小麦の国際価格の動向

- 小麦の国際価格は、令和4年3月以降、ウクライナ情勢を受けて急騰したが、6月以降は、米国における生産状況の改善やウクライナからの穀物輸出の再開等により下落。
- 9月以降、ウクライナ情勢の緊迫化により上昇したが、11月の穀物合意の期間延長により下落し、おおむねウクライナ侵攻前の水準で推移。



輸入小麦の政府買付価格の変動要因②:為替の動向

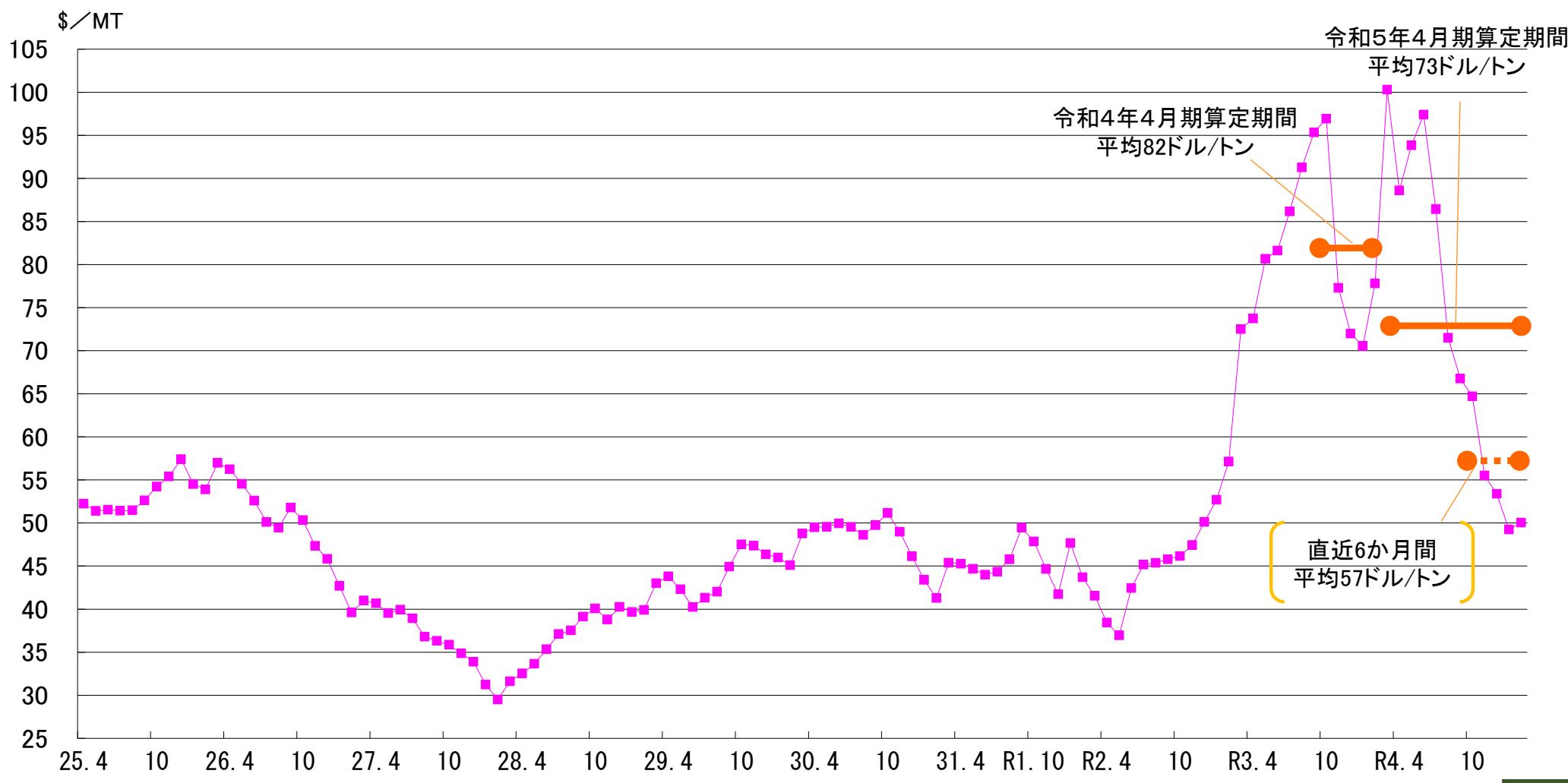
- 為替は、令和5年4月期の算定期間において、日米の金利差が拡大したことなどから、令和4年10月には一時1ドル150円台となるなど円安が進行し、算定期間の平均は135円／米ドル。



注:対米ドル 直物為替TTS(Telegraphic Transfer Selling Rate:対顧客電信売)

海上運賃の動向

- 海上運賃は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略により、欧州がロシアからの天然ガスの代替として豪州やインドネシア等から石炭を調達する動きがあり、3月から急騰。
- しかしながら、中国での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、石炭や鉄鉱石等の中国向け貨物輸送が低調となつたことから、令和4年6月以降、大きく下落。
- 令和5年4月期算定期間の海上運賃の平均は、約73ドル／トンと前期より低下。

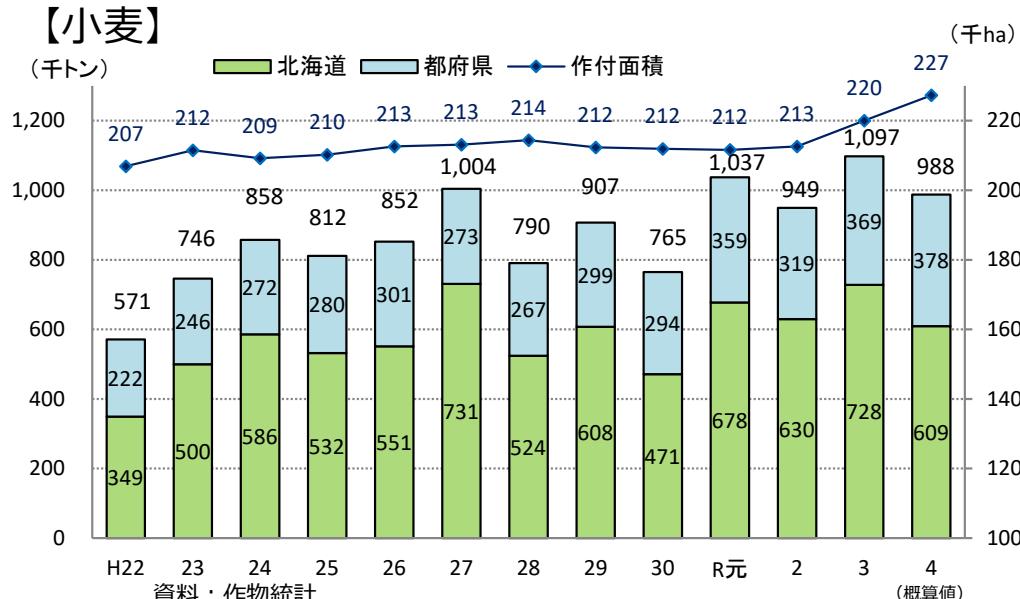


注:2万トン級のフレート(WORLD MARITIME ANALYSISより)

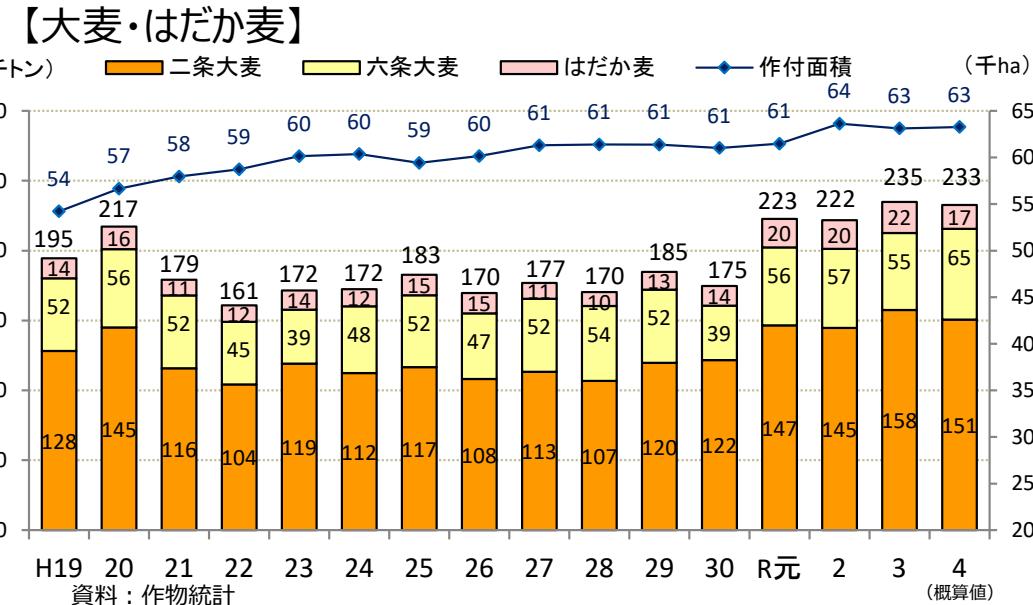
麦の作付面積及び生産量の推移

- 我が国の耕地面積は年々減少しているが、麦の作付面積は横ばいで推移している。
- 収穫期の降雨等、天候の影響により単収の年次変動が大きく、収量の安定化が課題となっている。

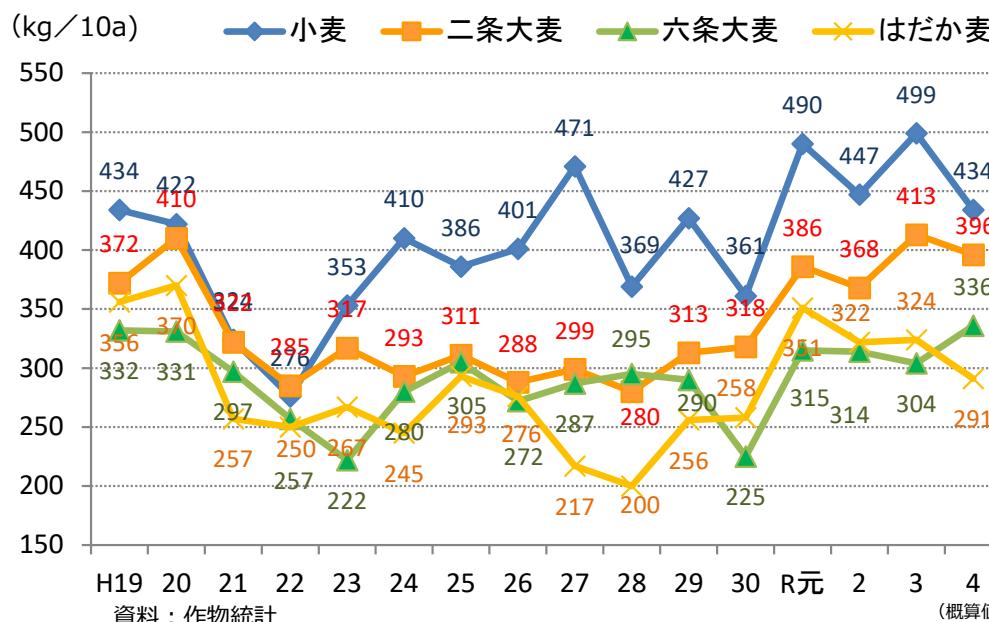
【小麦】



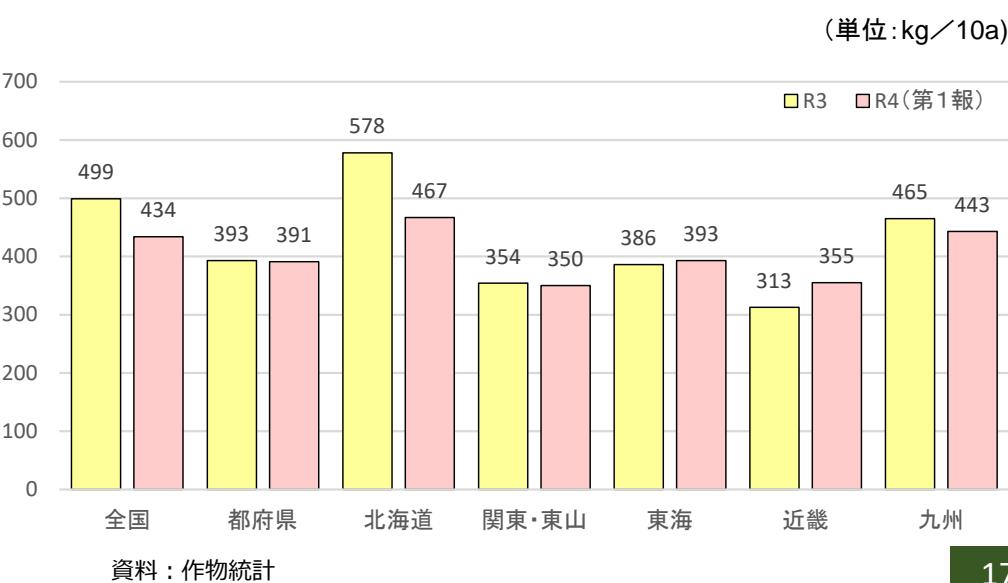
【大麦・はだか麦】



○ 小麦、大麦・はだか麦の単収の推移



○ 主な地域の小麦の単収 (R3、R4年産)



畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策）

【令和5年度予算概算決定額（所要額）198,433(205,806)百万円】

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（2）対象農産物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

（4）交付単価（令和5年産～7年産まで適用）

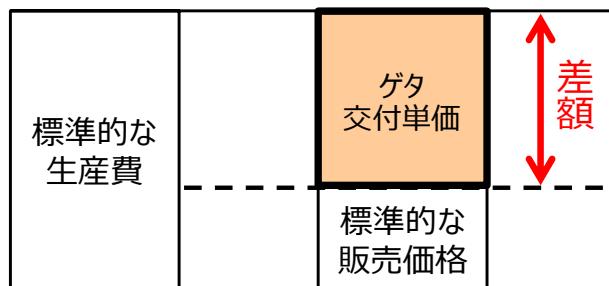
（数量払）

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

（面積払）

2万円／10a（そばについては、1.3万円／10a）

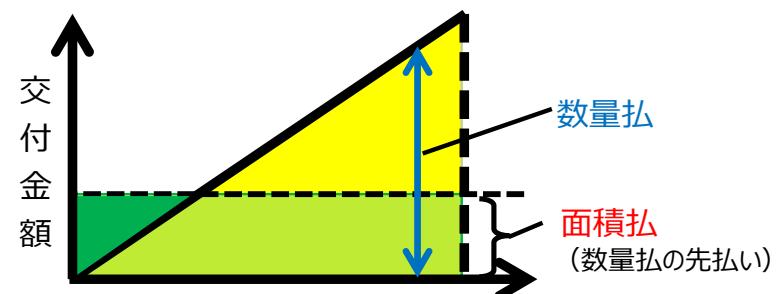
【交付単価のイメージ】



【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{10a\text{当たり生産費（直近3年平均）}}{\text{単収（平均単収（直近7中5平均））}} - \text{販売価格（直近5中3平均）}$$

【数量払と面積払との関係】



畑作物の本作化対策<一部公共>のうち 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算概算決定額 90百万円】
(令和4年度補正予算額 14,361百万円)

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援とともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策(麦・大豆生産技術向上事業)

90百万円
【令和4年度補正予算】5,961百万円

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入等を支援します。

② 流通対策 【令和4年度補正予算】300百万円

ア 麦類供給円滑化事業

国産麦を一定期間保管することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

イ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業

麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援します。

③ 消費対策(麦・大豆利用拡大事業) 【令和4年度補正予算】100百万円

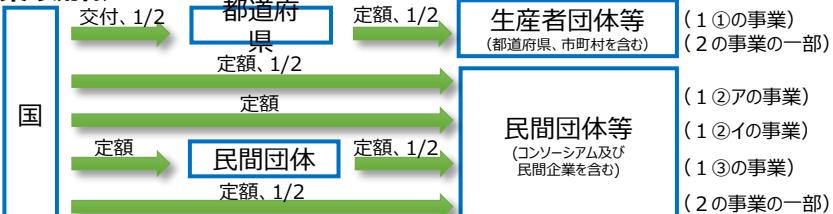
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発やPR、マッチング等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆)

【令和4年度補正予算】8,000百万円

産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産対策



営農技術の導入
(定額)



農業機械の導入
(1/2以内)



乾燥調製施設の整備
(1/2以内)

流通対策



- ・ストックセンターの整備 (1/2以内)
- ・一定期間の保管 (定額、1/2以内)

消費対策



- ・新商品の開発 (定額、1/2以内)
- ・加工設備・施設の導入 (1/2以内)

麦・大豆の国産化を一層推進

[お問い合わせ先] (1 ①、1 ②イ、1 ③(大豆)、2 の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(1 ②ア、1 ③(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

米粉の利用拡大支援対策事業

【令和4年度補正予算額 13,992百万円】

＜対策のポイント＞

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の利用拡大**に向け、**消費・流通・生産**それぞれの段階における取組を集中的に支援します。

＜事業目標＞

米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

米粉の特徴を活かした新商品の開発、需要の拡大に対応するための製造能力の強化、米粉専用品種の生産拡大に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉の商品開発等に対する支援

国産米粉を原料とする新商品の開発・製造等に必要な取組を支援します。
(例) ● 米粉の特徴を活かした新商品の開発
● 製造等に必要な機械の開発、導入

併せて、国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等を行います。

2. 米粉製粉・米粉製品製造能力強化等に対する支援

- ① 製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。
- ② 米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための機械・施設の導入等を支援します。

＜事業イメージ＞

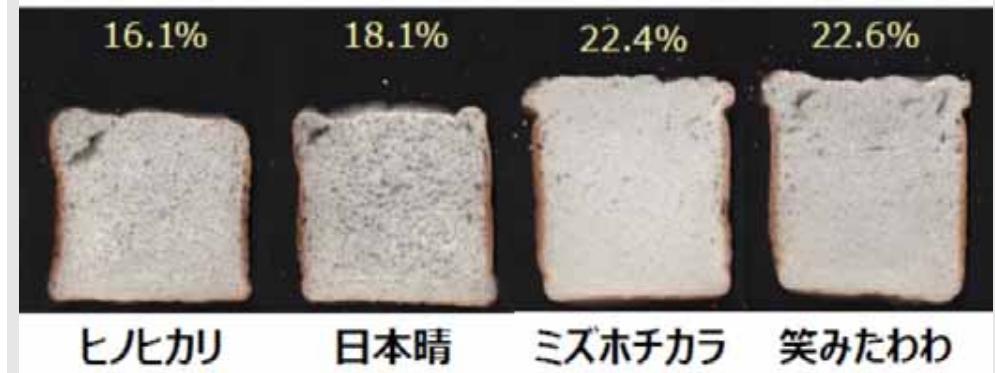
国産米粉の特徴を活かした商品開発



国産米粉の新たな供給体制の構築



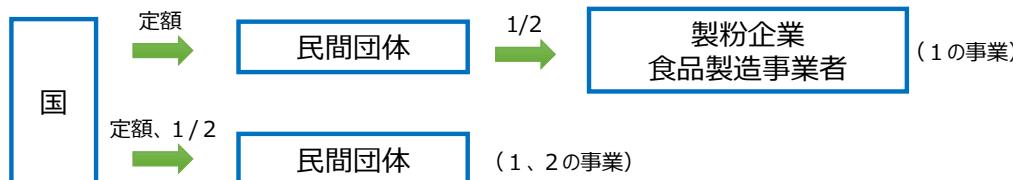
米粉専用品種の増産



※数字はアミロース含有率。ミズホチカラ、笑みたわわはパンの膨らみが良い。

[お問い合わせ先] 農産局穀物課 (03-3502-7950)

＜事業の流れ＞



食品事業者における原材料の調達安定化対策

【令和4年度補正予算額 10,000百万円】

＜対策のポイント＞

近年の新型コロナの感染拡大やウクライナ情勢等の影響により、幅広い輸入食品原材料の価格高騰等が進むなど、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品製造事業者においては、原材料調達先の多角化等が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**原材料調達先の多角化**等の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

＜事業目標＞

- 食料の安定供給、国民生活への影響緩和
- 円滑な価格転嫁と賃上げ原資の創出

＜事業の内容＞

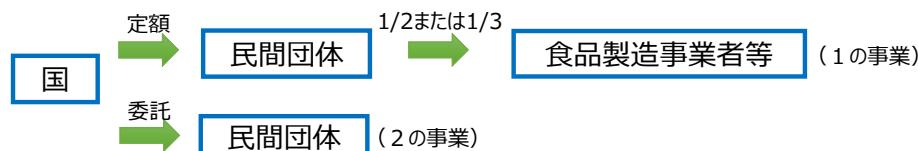
1. 食品原材料調達安定化対策事業

- ① **原材料調達先の多角化等を通じた調達の安定化**のため、原材料切替等に伴う新商品の開発・製造・販売に必要となる機械・設備等の導入、調査、包装・資材、PR等を支援します。
- ② **輸入原材料等を用いる製造ラインにおいて行う生産性向上によるコスト削減**（省人化（揚げ油の劣化防止装置の導入等を含む）・省力化。）又は包装資材の変更など環境に配慮した取組に必要となる機械・設備等の導入、新商品の開発・製造・販売・PR等を支援します。
- ③ **調達する輸入農林水産物等を継続的に国産農林水産物等に切り替えるために行う販路新規拡大**の取組、併せて地域の農林水産業との連携について支援します。

2. 消費者等の理解醸成

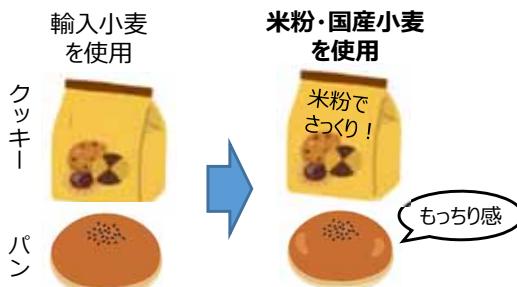
円滑な価格転嫁に向け、インターネット等の各種メディアを活用し、消費者等に対して、**食品の生産コストの高騰等に関する実態等の広報**を行うことで、価格転嫁を進めやすい環境の整備を図ります。

＜事業の流れ＞

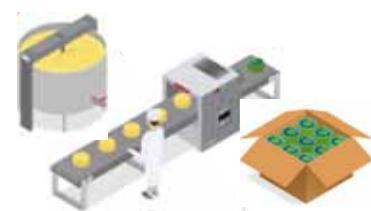


＜事業イメージ＞

原材料調達先の多角化



新商品のための 製造ラインの変更・増設



国産原材料導入のための 製造ラインの増設



生産者との連携による 地域食材を活用する取組



お問い合わせ先

(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-7180)
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-3502-5742)